

## 弁 明 書

新 教 社 第 2 4 7 号  
平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日

新居浜市情報公開審査会  
会長 様

新居浜市教育委員会

新居浜市情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年 5 月 1 8 日付け新教学教第 7 1 5 号及び平成 2 8 年 6 月 2 2 日付け新教学教第 8 8 2 号で新居浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書の公開決定に関して審査請求人 教科書の問題を考える東予の会 共同代表 氏 外 3 名（以下「東予の会」という。）、教科書裁判を支える会 共同代表 氏 外 2 名（以下「支える会」という。）が平成 2 8 年 7 月 7 日付けで提起した審査請求について、次のとおり弁明します。

### 1 弁明の趣旨

「本件審査請求については、教科書採択委員会会議録は全部公開しており、公開している会議録以外は存在しないとした実施機関の判断は妥当である。」との答申を求める。

### 2 本件の経緯

- (1-1) 平成 2 8 年 5 月 1 8 日付けで審査請求人（東予の会）から新居浜市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次に掲げる公文書の公開請求があった。  
（公文書の件名）平成 2 8 年度版中学校教科書採択に関する資料
  - ①第 2 回教科書採択委員会会議録
  - ②新居浜市教科用図書採択委員会設置要綱
  - ③採択委員会名簿
- (1-2) 平成 2 8 年 5 月 1 8 日付けで実施機関は新居浜市情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により、公文書公開決定（全部公開）を行った。
- (2-1) 平成 2 8 年 6 月 2 2 日付けで審査請求人（支える会）から新居浜市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次に掲げる公文書の公開請求があった。

(公文書の件名) 平成28年度版中学校教科書採択に関する第2回教科書採  
択委員会会議録

- (2-2) 平成28年6月22日付けで実施機関は新居浜市情報公開条例第11条第1  
項の規定により、公文書公開決定(全部公開)を行った。
- (3) 平成28年7月7日付けで東予の会及び支える会から次のような内容の審査  
請求があった。
- 「採択委員会会議録について、答申結果だけでなく経緯も含めた意思決定に  
至る過程部(議題、発言者及び発言内容を記載した議事)を公開せよ。」
- (4) 平成28年8月19日、支える会木下啓子氏の来局に際し、採択委員会会議  
録については既に公開した会議録以外は存在しない旨を説明したが、請求取  
下げには至らなかった。
- (5) 平成28年10月6日開催の教育委員会定例会において、本件審査請求につ  
いて審議し新居浜市情報公開審査会に諮問することを決定した。

### 3 判断が妥当とした理由

- (1) 教科書採択委員会会議録は、従前どおりの要件で作成したものを既に全部公  
開しており、会議録の要件については、特に法令の定めがなく既に公開した  
会議録以外は存在しない。
- (2) 採択委員会の任務は、要綱により「教科用図書について調査研究を行うとと  
もに、その採択に関し審議し、その結果を教育委員会に報告すること」と規  
定されていることから結果を議事録としてまとめて報告している。
- (3) 教科書の採択については、採択権者の責任が不明確にならないよう採択委員  
会等の意見を参考に、最終的には教育委員会の判断と責任により決定される  
ものである。
- (4) 採択委員会等の意見を参考に教育委員会で審議し、審議内容については、詳  
細な会議録を作成し公開している。

以上の理由から採択委員会の詳細な会議録を作成する必要はなく、請求人の主張に  
正当性はない。